

介護保険制度が4月

介護保険はみんなで支え合う制度で、40歳以上の方は、原則として65歳以上の方は第1号被保険者になります。
介護保険加入者は、介護保険制度開始の4月より保険料を納めてい後半年間（9月まで）保険料は徴収されません。

第2号被保険者の保険料及び納め方は、次の加入方法によりそれぞれ

●健康保険に加入している場合●

(政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合)

保険料の納め方

40歳から64歳で健康保険に加入している方の介護保険の保険料（介護保険料）は、従来の医療保険の保険料（一般保険料）に上乗せした一つの健康保険の保険料として、毎月の保険料から徴収されます。

●40歳～64歳までの方



健康保険の保険料

介護保険料
一般保険料

一般保険料に介護保険料を上乗せした一つの健康保険の保険料として徴収されます

●65歳以上の方



介護保険料

健康保険の保険料

介護保険料は町が徴収します（年金からの天引きか納付書により）健康保険の保険料では一般保険料のみ徴収されます

●40歳未満の方



健康保険の保険料

一般保険料のみ徴収されます

- 保険料は給料（標準報酬）に応じて徴収されます。（※1）
- 40歳から64歳までの被扶養者の方は保険料を別個に納める必要はありません。（※2）
- 保険料は原則として半分を事業主が負担します。
- 任意継続被保険者・特例退職被保険者の方の介護保険料については、一般保険料と同様に全額自己負担になります。

※1 厚生大臣の承認を受けた健康保険組合では、規約により、標準報酬に一定率をかけた額ではなく、所得段階別の定額の保険料とすることができます。
※2 健康保険組合や共済組合については、規約により、40歳から64歳までの被扶養者がいる40歳未満の被保険者や外国に住んでいる被保険者（特定被保険者）からも介護保険料を徴収することができます。

(保険料の決まり方)

社会保険診療報酬支払基金から各医療保険者あてに、そこに加入している第2号被保険者の方の人数に応じて算定された介護納付金の額が通知されます。

各保険者は割り当てられた負担額を、第2号被保険者全員の標準報酬の総額で割り、介護保険料率を計算します。

介護保険料率に第2号被保険者の方の標準報酬月額をかけたものが、被保険者の方それぞれの介護保険料になります。

より開始されます

全員が加入となります。40歳から64歳までの方は第2号被保険者、

ただきます。但し第1号被保険者は国の施策に基づき、制度開始

れ異なりますので、加入している健康保険の方をお読みください。

●国民健康保険に加入している場合●

保険税の納め方

40歳から64歳で国民健康保険に加入している方の介護保険の保険料は、国民健康保険の医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

●40歳～64歳までの方



国保保険税

介護分
医療分

医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険税として納めます

●65歳以上の方

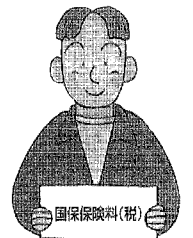


介護保険料

国保保険税

介護保険料は町が徴収します（年金からの天引きか納付書により）

●40歳未満の方



国保保険税

医療分の国民健康保険税のみ納めます

- 本人または世帯内に40歳から64歳までの被保険者がいる場合は、世帯主が医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として納めます。
- 各市町村の医療分と合わせて国民健康保険税として徴収する介護分の保険料は、各市町村の国民健康保険税の計算方法により計算されます。

※医療分の保険税と介護分の保険税の上限額（賦課限度額）は、別々に決められます。

(保険料の決まり方)

社会保険診療報酬支払基金から各医療保険者あてに、そこに加入している第2号被保険者の方の人数に応じて算定された介護納付金の額が通知されます。

割り当てられた負担額のうち国の負担額（市町村の場合、全国平均で2分の1）を控除し、残りの部分を各保険者が負担します。

計算方法は、現在検討中の方式で保険料が決められます。